

令和7年度2月 第11回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年2月20(金) 午前10時00分 ~ 午前10時50分

開催場所 あま市役所 2階 B会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	欠席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
局長代理	阿部 勉	書記	村井 祝仁
			大村 帆乃香

傍聴人 なし

提出議案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案38 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案39 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議案40 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案41 農地中間管理事業法第18条第1項の規定による要請について
日程第7	議案42 農地中間管理事業法第18条第1項の規定による要請について（権利移転）
日程第8	議案43 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第9	報告32 農地法第4条の規定による届出について
	報告33 農地法第5条の規定による届出について
	報告34 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告35 現況証明願について
	報告36 農地改良届について
	報告37 あま市賃借料情報（令和7年度）について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は9人です。山田昌弘委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和7年度2月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
4番近藤哲夫委員及び5番竹嶋肇委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を
議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第38号について説明いたします。

申請番号3-31番につきまして、説明いたします。

参考資料は1、2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町沖之島中折地内の田で、
所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号3-32番につきまして、説明いたします。

参考資料は3、4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町伊福新家西地内の田で、
所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号3-33番につきまして、説明いたします。

参考資料は5、6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町秋竹西堤地内の田で、
所有権移転による経営拡大となっております。

譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、2月17日に鈴木義雄委員と櫻井博文委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 鈴木義雄委員と櫻井博文委員に現地確認に行ってくださいました。鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第38号につきまして、現地確認を行いました。耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました。議案第38号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第38号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第38号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)

議案第39号について説明いたします。

申請番号4-4番につきまして、説明いたします。

参考資料は7、8ページをご覧ください。

申請者は議案書のとおり、申請地は、七宝町下田前並地内の田、住宅への進入路及び敷地拡張への転用となっておりますが、申請地はすでに宅地となっており、申請者とその家族が長年生活しております。相続により登記が農地であることが判明し、違法状態を是正するため今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に区分されるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、2月17日に鈴木委員と櫻井委員、また、2月18日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 鈴木委員と櫻井委員に現地確認に行ってくださいました。鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第39号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました。議案第39号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第39号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第39号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)
議案第40号について説明いたします。
申請番号5-27番につきまして、説明いたします。
参考資料は9、10ページをご覧ください。
譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、七宝町伊福猿学地内の田、機材置場兼作業場への転用で、所有権移転となっております。
譲受人は、名古屋市中川区に本店を置き、土木、建築業を営んでおります。
申請地の北側及び北東隣接地に機材センターを設けておりますが、事業の拡大に伴い、既存の機材センターでは手狭となり、敷地の拡張を計画していたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。
なお、こちらにつきましては、12月の総会の際に、農振除外の議案を上程させていただいた案件となっております。
一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-28番につきまして、説明いたします。
参考資料は11、12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、中橋郷東地内の田及び畑、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、七宝町伊福に本店を置き、解体業を営んでおります。

現在、津島市高台寺町で資材置場を賃借しておりますが、土地所有者より土地の返還の申出があり、新たに土地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地に近接している区域にある農地で、第2種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、2月17日に鈴木委員と櫻井委員、また、2月18日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 鈴木委員と櫻井委員に現地確認に行ってくださいました。鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第40号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました。議案第40号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第40号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第40号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第41号「農地中間管理事業法第18条第11項の規定による要請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第41号について説明いたします。

本件は、中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるよう、愛知県農地中間管理機構に対して要

請するものです。機構が定めた計画を愛知県が認可・広告を行うことで利用権が設定されます。農地所有者は1名で、貸付地は7筆、4,042 m²、借受者は1名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました、議案第41号について、何かご質問等はございますか。

議 長 　ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第41号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 　挙手全員です。よって、議案第41号は承認されました。

議 長 　日程第7 議案第42号「農地中間管理事業法第18条第11項の規定による要請について（権利移転）」についてを議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 　(説 明)

議案第42号について説明いたします。

本件は、既に中間管理による利用権設定がされている農地について、賃借権移転により受人が変更となるものです。貸付地は6筆、3,422 m²、借受者は1名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました、議案第42号について、何かご質問等はございますか。

議 長 　ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第42号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 　挙手全員です。よって、議案第42号は承認されました。

議 長 　日程第8 議案第43号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説明)

議案第43号について説明いたします。

こちらにつきましては、2月2日に事務局にて現地確認を行いました。耕作されており、問題はありませんでした。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。議案第43号について、何かご質問等がございますか。

議長

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第43号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。よって、議案第43号は承認されました。

議長

日程第9 報告第32号「農地法第4条の規定による届出について」、報告第33号「農地法第5条の規定による届出について」、報告第34号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第35号「現況証明願について」、報告第36号「農地改良届について」、報告第37号「あま市賃借料情報（令和7年度）について」を事務局から報告願います。

事務局

(報告)

議長

前回の総会で、仮登記の通知について法務局に確認するよう言ったはずだが、結果はどうだったのか報告してください。

事務局

事務局内で過去の資料を調べましたが、法務局から本農業委員会宛てに、通知は出ていませんでした。

法務局にも確認しましたが、通知が漏れてしまうことはあるとのことでした。

議長

以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。

次回の農業委員会でございますが、3月19日（木）午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年3月19日

議 長 太田 昌史

署名委員 近藤 哲夫

署名委員 竹嶋 肇